会議の名称	第1回安心と輝きの杜施設総合管理委託総合評価一般競争入札評価員会議
開 催 日 時	平成 21 年 9 月 7 日(月) 14 時 00 分から 17 時 30 分まで
開催場所	枚方市役所 別館 4 階 第 2 委員会室
出 席 者 (評価員・50 音順)	安心と輝きの杜施設総合管理委託総合評価一般競争入札評価委員 遠藤評価員、島津評価員、三成評価員、森田評価員、吉村評価員 事務局:財務部総合契約検査室(山口、橋本、西野、田中) 総務部総務管理課(田伐、乾口、田川) 担当部次長(山口)
案 件 名	①委員長選出について ②委員会の公開・非公開について ③落札者決定基準(案)について ④落札者の決定(案)に係る意見聴取について ⑤その他
提出資料等	 ・関係法令~抜粋~(資料1) ・枚方市委託業務総合評価一般競争入札試行実施要綱(資料2) ・枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程(資料3) ・枚方市情報公開条例(資料4) ・安心と輝きの杜施設総合管理委託総合評価一般競争入札評価員会議設置要領(資料5) ・安心と輝きの杜施設総合管理委託に係る基本仕様書 ・評価項目詳細・採点基準(案)
決 定 事 項	・委員長を選出した。 ・委員会の会議の非公開及び会議録の会議概要の公表等について確認した。 ・落札者決定基準(案)について、評価員より意見聴取を行った。 ・落札候補者決定に関して、評価員の意見聴取を行うことを決定した。
会議の公開・非公開非公開の理由	非公開 法人情報等を取り扱う関係上、「枚方市審議会等の会議の公開等に関する規定」 第3条(3)に該当するものとし、非公開とする。 ※第3条(3)…公開することにより、当該会議の公正かつ円滑な審議が著しく阻害 され会議の目的が達成されないと認められる場合
会議録の公表・非公表	公表(会議概要)
所管部署 (事務局)	財務部総合契約検査室、総務部総務管理課

審議内容

≪開会≫

事務局は、全評価員5人の出席を確認し、評価員に会議の成立を報告し、本会議の設立趣旨及び設立の根拠となる条文等を説明した。

●案件(1)委員長の選出について

評価員5人による互選により、委員長に吉村評価員を選出した。

●案件(2)委員会の公開・非公開について

事務局は、本市における「枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程」及び「枚方市情報公開条例」 を資料として示した後に、次の2点を説明するとともに、会議録の公表については、発言者の特定をさ けたうえで、評価員全員の確認を経て、会議概要を公表する旨を説明した。

以上の説明を受けて、評価員会議は、「会議を非公開とし、会議録については概要を公表すること」と決定された。

①公開基準について

本会議は、「枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程」の第3条(3)にある「公開することにより、当該会議の公正かつ円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成されないと認められる場合」に該当するものとし、「公開しないことができる」ものと考えている。

②公開・非公開の決定について

本会議の公開又は非公開の決定は、当該会議に諮って行うもの。

●案件(3) 落札者決定基準(案)について

事務局は、委託にかかる基本仕様書及び評価項目詳細・採点基準(案)を基に説明を行った。

□落札者の決定方法についての主な質疑

評価員質問①:落札者の決定について、6項目の判断基準が設けられているが、どれか1点でも欠格 事項があれば落札者とされないのか。

事務局回答①:基本的には、1点でも欠格事項があれば失格としている。しかし軽微な間違いについてまで失格とはしない。例えば、設計金額に違算がある場合、単純な計算の間違いなど、これをもってただちに失格とすることはない。

評価員質問②:判断基準の中に労務単価が法定最低賃金を下回っている場合とありますが、明らかに 法律違反の項目と、他の項目が同列視されているのはおかしいのではないか。

事務局回答②:評価員の意見を踏まえて、今後の検討課題とする。

評価員質問③:調査基準価格は設けるが、価格が低いほうが満点になるという設定は今回も踏襲さるということですか。調査基準価格以下の点数を低くするのは問題があるかもしれないが、調査基準価格以下の点数をすべて満点(同点)とする方法もあるのではないか、あるいは、調査基準価格以下については、計算方法にもう少し工夫(点差を少なくするなど)することも出来るのではないか。

事務局回答③: 工事のほうで、調査基準価格以下に対して点数を下げる方法を設定したが、いろいろと問題があった。調査価格以下を同点(満点)とすると、各社がそのラインに集中することが予想される、その場合、価格評価の意味合いがなくなり、社会的価値だけの競争となり、総合評価の意味合いがなくなると考える。

評価員質問④:調査基準価格というのは、最低限はこれ以上費用を要するという見込み額で、これ以下であれば、どこかに無理が生じるであろうという価格ではないのですか。

事務局回答④:最低制限価格は、これ以下の価格では、おそらく履行は困難であるという価格である。 一方、基準価格以下でもスケールメリットで企業努力よっては、履行できる可能性が あるということで設けているのが調査基準価格である。

評価員質問⑤: 同点の場合は、くじ引きとあるが、総合評価で社会的価値評価の高い方を優先すれば、 総合評価方式を取り入れたスタンスをアピールできるのではないか。

事務局回答⑤:公平性の観点から、くじ引きが好ましいと考えている。試行期間中であり、今後の参考とする。

評価員質問⑥:年金・雇用保険等に加入してない場合は、当然単価が下がるが、加入の有無は不問と するのか。あるいは、公的年金・雇用保険への加入確認は行っているのか。あるいは、 指名願いの受付時に確認を行っているのか。

事務局回答⑥:社会保険の加入状況については、建設工事登録業者は「経営事項審査」等で確認できるが、その他の業種では指名願いの受付時も含め確認は行っておらず、基本的には法令遵守の問題である。加えて、社会保険の加入については、適用除外の事業所もある。また、雇用保険・労災保険については、別途(契約約款)法令遵守の条項で設けており、法令に違反した場合には、契約解除や指名停止措置の該当理由になる。積算内訳の中で、各保険料の経費が極端に低い場合は、その理由について説明を求める。また、

必要に応じて追加書類の提出を求めることも考えている。なお、入札参加条件等でこれらの内容について触れておくことも検討していく。

□技術的評価・社会的価値評価についての主な質疑

評価員質問①:トライアル雇用制度の活用に対して、配点されているが、雇用に結びつくかどうかの 不安定なトライアル雇用制度より、直接雇用された事業主に対して配点するのが、合 理的ではないか。

事務局回答①:他の評価項目で、障害者・就職困難者(母子家庭の母・高齢者のみ)の新規雇用については、配点している。トライアル雇用制度の対象者は、若年層を含む幅広い範囲となっていることもあり、評価項目に設定している。

評価員質問②:特定求職者雇用開発助成金の活用について、2点を配点されているが、縁故等で、障害者や就職困難者を雇用しており、この制度を活用できない場合、就職困難者を雇用しているにもかかわらず、2点損をするようなことになる。また、特定求職者雇用開発助成金を活用している業者は、賃金の一部が助成される、それによって賃金が安くすむこととなるので、競争上すでに有利になっているのではないか。この2点は、他の雇用関係の配点にまわしたほうがよいのではないか。

事務局回答②:評価員の意見を踏まえ、関係部署と協議し、検討する。

評価員質問③: 育児・介護休暇及び休業制度への取組みについての加点方法に、労使協定の内容について「基準を明らかに下回る場合は、減点若しくは評価しない」とあるが、労使協定とは、通常の法律よりも基準を明らかに下回っていると思うが、それを読み取るのは大変ではないのか。また、育児・介護について、労使協定の中で、1年未満の雇用の方、または配偶者が専業主婦等の場合を排除するような規定がある場合は、違法ではないが、立法の趣旨からすれば、下回っているという見方もできるのではないか。それをどう評価されるのか。

質問③に対しての評価員の意見:

法は、原則どおりいかない場合は、現実に合わせて、労使合意があればよいとされている、労使自治を尊重するという姿勢から、質問③の場合は、法を下回ることにはならないのではないか。

事務局回答③: 最低限の必要項目を決め、採点に当たるが、実際はかなり判断し難い加点方法である。 評価員の意見を踏まえ、加点方法等について検討する。

評価員質問④: 仕事と子育ての両立支援の加点方法について、特に強く取組みを行っている企業にポイントを上げていく、そこでの差別化を点数化するという趣旨であれば、簡単にでき

るような項目は必要ないのではないか、企業の取組み状況を評価してあげようというのであれば、啓発よりも、もう少し具体的な取組みについて、ポイントを上げたほうがよいのではないか。

評価員質問⑤: 仕事と子育ての両立支援について、実効性は別として、この項目の書類作成時に、事務員等社内的に話題になる機会であり、社員の意識向上に繋がることも狙って、誰にでもできるような項目も必要ではないかと考える。

事務局回答④⑤:評価員の意見を踏まえ、関係部署と協議し、検討する。

評価員質問⑥: 労働条件に関する評価項目がほとんどないように思う。

事務局回答⑥:ガイドラインの項目も含め、今後検討する。

評価員質問⑦:ガイドラインには地域への貢献の項目があるが、決定基準(案)では枚方市内居住者の 新規雇用のみしかない、もっと、多くの項目があってもよいのではないか。

事務局回答⑦:採点方法に困難性があるため、外しているところもある。評価員の意見も踏まえ、 今後検討する。

□その他全体に対しての意見

評価員意見①: 枚方市が、こういう形で総合評価制度を施行されることを評価する。障害者の雇用の部分に多くの配点をされているということは、市としてのメッセージが表現されていると思われる。仕様書の中に、観葉植物の設置があるが、障害者団体が、そういう事業をしていた場合、その団体を活用するなど、市として障害者政策を実施している事業者と連携を取られることが大切なことと思う。

評価員意見②: 枚方市の行政資源を使っている事業所に対して、評価するような項目があってもいいような気がする。例えば、枚方市が行っている、男女共同参画など、様々な講座に参加していれば評価するとか、そういうことができるのではないかと思う。

事務局回答①②:試行期間中であり、評価員の意見を参考に今後検討する。

●案件(4) 落札者の決定(案)に係る意見聴取について

地方自治法施行令に基づき、落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとし、改めて意見を聴く必要があると述べられた場合は、落札者を決定するときに、あらかじめ、学識経験者の意見を聴かなければならないとされている。よって、落札者の決定に関して、評価員の意見聴取をする必要があるかどうかについて、審議された結果、評価員会議

は、「落札者の決定に関して意見を述べる」と決定した。
●案件(5) その他
今後のスケージュールについて、説明をした。
≪閉会≫